

税金は納期限内に納めましょう

【税金は納期限内に納付しましょう！】
 ～滞納のないまちづくりを目指して～

市では、大切な財源を確保するため、また税負担の公平性を確保するため、市税などの滞納者に対しては、所有財産の差押えや公売などの滞納処分を執行しています。

滞納は、納税者にとって不利益（延滞金の付加、差押え等）となることはもちろん、市にとっても大きな損失となります。

税金に未納のある方は、早急に納税をお願いします。なお、病気や失業などのやむを得ない理由により期限内の納付が困難な場合は、分割納付等の納税相談も行っていますのでご相談ください。

滞納のまま放置すると・・・

地方税法等の法律では、納期限を過ぎても納付がない方に督促状を送付し、送付後10日を過ぎると「差押えしなければならない」と定められています。このため市では、納税や相談のない方の財産などを調査したうえで、不動産や給与、預貯金などを差押える滞納処分を行うこととなります。

また、滞納処分（差押え、公売）を主とした徴収業務を専門に行っている「茨城租税債権管理機構」へ移管する場合があります。

なお、平成25年度の差押件数は286件（平成25年10月31日現在）です。

問 本庁 税務徴収課徴収推進室

☎52-1111 内線236・237・238

山支 市民福祉課市民G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課市民G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課市民G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課市民G ☎55-2111(代表)

家屋の取り壊しの届出をお忘れなく

家屋（居宅・物置等）の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。そのため、平成25年12月31日までに家屋を取り壊す方・既に取り壊された方（一部取り壊しを含む）は、「建物減失届」を提出してください。

「建物減失届」の用紙は、本庁税務徴収課または各総合支所市民福祉課にありますので、取り壊し等をした後に印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。

なお、提出する際は、取り壊したことが確認できる資料（領収書・写真等）の添付が必要となります。

○提出期限 平成26年1月31日(金)

○提出先 本庁2階税務徴収課資産税G及び各総合支所市民福祉課

問 本庁 税務徴収課資産税G

☎52-1111 内線234 FAX 53-5415

✉ tax@city.hitachiomiya.lg.jp

太田税務署からのお知らせ

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存が必要です

個人で事業所得、農業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う白色申告の方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます）は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

※これまでの記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問 太田税務署個人税部門 ☎0294-72-2171

※自動音声に従い「2」を選択してください。